

2016年11月17日

関東地方整備局

東京国道事務所長 西川 昌宏 殿

新宿高速バスターミナル(株)

代表取締役社長 万代 典彦

バスタ新宿を利用する高速バスの路上駐車の再発防止の取組みについて（報告）

新宿西口エリアにおけるバスの時間調整等のための路上駐停車禁止については、かねてより交通管理者からも申し入れられており、バスタ新宿開業にあたって、各乗入事業者に対して利用契約においても確認している中で、このような指摘を受けたことは、弊社としても極めて遺憾であり、再発防止に向けての取組み状況等を、下記の通りご報告します。

記

1. 取組み状況

【新宿高速バスターミナル株式会社】

- ・ 10/31 新聞報道を受け、乗入れ事業者全社に対して、「新宿駅周辺での路上駐停車禁止の厳守について」（SEBT2016-002）を発信。【別紙】
利用事業者会に対して、各社に指導する様要請
- ・ 11/2、11/7 新宿西口エリアの路上駐車の状況を確認し、違反車両については該当の会社に通報し再発防止を申入れ。

【利用事業者会】

- ・ 10/31 乗入れ事業者全社に対して、違法駐車対策を講じること等を指示した通達文書を発信。
- ・ 11/5～11/7 新宿西口エリアの路上駐車の状況を確認。

2. 今後の取組み

- ・ 乗入する各社に、当ターミナルに乗入れる便の運行計画の再確認を求めていく。
- ・ 運行計画が実態に即していない場合には、適正な所要時分の設定、路外の待機場所の確保も含め、路上駐車につながらないように、運行計画の改善を求めていく。
- ・ 当ターミナルを利用するための路上駐車を行っている会社に対しては、再発防止を求めていく。
- ・ 路上駐車に関し、当社からの求めに応じて改善しない会社に対しては、当ターミナルの利用契約に基づき、契約解除も含む対応を行うことがある旨、各社に通告する。
- ・ 利用事業者会において、定期的に路上駐車の有無を調査し、路上駐車をしている会社に対して指導を行う。

以 上

